

○跡見学園女子大学学則

昭和 40 年 4 月 1 日施行

跡見学園女子大学学則

第一章 総則

第一節 目的

第一条 本学は、跡見学園女子大学と称し、学校教育法の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成を目的とする。

- 2 前項に規定する目的に加え、本学に置く学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を第三章、第四章、第五章及び第六章の学部規則に定める。

第一条の二 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項に規定する自己点検・評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
- 3 第一項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。
- 4 本学は、第一項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- 5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第一条の三 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第二節 組織

第二条 本学に、文学部、マネジメント学部、観光コミュニティ学部及び心理学部を置く。

- 2 本学に、大学院を置く。大学院に関する学則は、別に定める。

第三条 削除

第四条 本学に次の附属教育研究組織を置く。

- 一 全学共通科目運営センター
- 二 図書館
- 三 花蹊記念資料館
- 四 情報メディアセンター
- 五 心理教育相談所
- 六 地域交流センター

2 前項各号の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第三節 教職員組織

第五条 本学の教職員組織は、次のとおりとする。

- 一 学長（学長は教授を兼ねる。）
- 二 副学長（副学長は2名とし、教授を兼ねる。）
- 三 教授、准教授、講師、助教
- 四 司書、学芸員、事務職員

2 学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

第五条の二 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 4 学長、副学長及び学部長の採用のための選考に関し必要な事項は、別に定める。

第三節の二 大学評議会

第五条の三 本学に、大学評議会を置く。

2 大学評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 研究科長
- 五 附属教育研究組織の長のうち本学が定める者
- 六 学部から選出される教授
- 七 大学評議会の議に基づいて学長が指名する専任教員

3 大学評議会は、学長が教育研究に関する方針その他重要な事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる。

4 前項に規定する審議事項は、別に定める。

5 大学評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 6 大学評議会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節 教授会

第六条 学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部、に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長などの求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 前項に規定する審議事項は、別に定める。
- 6 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
- 7 教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節の二 削除

第六条の二 削除

第四節の三 称号

第六条の三 本学に名誉教授の称号を置く。

- 2 名誉教授の称号の授与については、別に定める。

第五節 学年、学期及び休業日

第七条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年を次の2期に分ける。
 - 一 春学期 4月1日から9月30日まで
 - 二 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 休業日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 学園創立記念日 1月8日

四 年度毎に定める春季・夏季及び冬季休業日

ただし、この規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

- 4 第二項第二号にかかわらず、秋学期の始期は、第十九条の趣旨に照らし必要がある場合に限り、授業日を規定する学事暦において定めることができる。
- 5 本条の規定に基づく年度毎の学事暦は、大学評議会の議を経て学長がこれを定める。

第二章 学部通則

第八条 本学の修業年限は、4年とし、前期課程2年（1・2年次）と後期課程2年（3・4年次）に分ける。ただし、それぞれの課程において4年を超えて在学することはできない。

- 2 前期課程から後期課程に進級する際には、第十八条第二項の要件を満たさなければならない。
- 3 前項の要件に満たない場合は、原級留置とする。
- 4 進級に関して必要な事項は、別に定める。
- 5 第十条の二第一項及び第二項により入学を許可された者は、同条第三項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第二節 入学及び編入学

第九条 入学の時期は、学年の始めとする。

第十条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれか一に該当する女子でなければならない。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した

者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

第十条の二 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を願い出た者については、選考のうえ学長がこれを許可することができる。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第十条に規定する者に限る。）
 - 四 国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第七条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成所学校の課程を修了又は卒業した者
 - 六 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - 七 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（第十条に規定するものに限る。）
- 2 本学への編入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ学長がこれを許可することができる。
- 3 前二項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決する。
- 4 第一項及び第二項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取り扱いについては、別に定める。

第十一条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

第十二条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第十三条 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、所定の期日までに在学誓書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第十四条 削除

第三節 教育課程及び履修方法

第十五条 授業科目を前期課程科目と後期課程科目に分けて、それぞれにおいて全学共通科目と学部専門科目を開設する。

- 2 全学共通科目は、外国語科目、情報科目、導入科目、教養科目、キャリア科目及び体育実技科目に分ける。
- 3 第一項のほか、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を文学部に、社会調査士に関する科目を観光コミュニティ学部に開設する。
- 4 第一項のほか、外国人留学生に関する科目を開設する。

第十六条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とに分ける。

第十七条 全学共通科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 外国人留学生に関する科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

第十八条 各学部における卒業に要する単位数（以下「卒業単位数」という。）は、全学共通科目、学部専門科目、自由選択区分合わせて124単位とする。

- 2 各学部において前期課程から後期課程に進級する際に必要な修得単位数は（以下「進級要件」という。）、62単位（全学共通科目34単位、学部専門科目20単位、自由選択区分8単位）とする。
- 3 各学部における全学共通科目の修得単位数は44単位（前期課程34単位及び後期課程10単位）とし、前期課程については、外国語科目8単位、情報科目3単位、導入科目3単位、教養科目8単位及びキャリア科目4単位を、後期課程については、教養科目2単位及びキャリア科目3単位を含まなければならない。
- 4 各学部における学部専門科目の修得単位数は66単位（前期課程20単位及び後期課程46単位）とする。
- 5 各学部における自由選択区分の修得単位数は14単位（前期課程8単位及び後期課程6単位）とし、全学共通科目・学部専門科目のどちらからでも修得できるものとする。
- 6 第十九条の二の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第十八条の二 削除

第十九条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容

をもって構成することを標準とし、授業の方法により、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習（外国語科目及び講読を含む。）については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認め、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第十九条の二 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第二十条 授業科目は、15週又は30週の授業が終結したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は100点を満点とし、60点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

- 2 前項でいう週数の規定は、第十九条の趣旨のもとで、これを変更することができる。

第二十一条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第二十二条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第二十三条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修

得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十一条第一項及び第二項並びに前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

第四節 休学、転学、転部、留学、退学、除籍及び再入学

第二十四条 疾病、海外における修学、その他学長が認める特別の事由により3ヶ月以上修学をしない者で、かつ休学を希望する者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願い出て、1学期を単位として、休学することができる。

- 2 健康診断の結果に基づき疾病の療養にかかる期間が3ヶ月以上に及ぶと校医が判断した者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年を超えることができない。なお、休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学事由が止んだときは、休学解除願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 5 休学期間は、第八条の在学期間には算入しない。

第二十五条 転学を希望する者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十六条 転部を希望する者は、転部願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十七条 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第八条の在学期間に含めることができる。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

第二十八条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、大学評議会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納入を怠り、督促しても納入しない者
- 二 第八条に定める在学年限を超えた者

第三十条 再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第五節 卒業及び学位記

第三十一条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

2 前項に関わらず、第十条の二第一項及び第二項により入学を許可された者は、同条第三項により定められた在学すべき年数以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

第三十二条 前条に定める要件を満たした者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第六節 賞罰

第三十三条 学業優秀、学生生活の模範となると認められた者は、これを表彰することがある。

第三十四条 性行不良、学業怠慢、その他学生の本分に反すると認められた者は、退学、停学又は訓告に処する。ただし、退学は次の各号のいずれか一又はそれ以上にわたる者についてのみ行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなく出席の常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

2 前項の、学生に対する退学、停学及び訓告の処分について、学長はその手続きを別に定める。

3 本条に定める停学期間は、第八条の在学期間に算入する。ただし、3ヶ月以上の停学期間は、修業年限に含めない。

第七節 修学支援・厚生施設

第三十五条 学生の修学支援、健康の維持と増進を目的とし、学生生活の全般的な質の向上をはかるために、学生サポートセンターを置く。

2 学生サポートセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

第三十六条 本学の学生以外の者で、第十条に定める資格を有する者が、1又は複数の授業科目の履修を希望する場合は、正規の学生の学修に支障のない場合に限
り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生として履修した授業科目については、第二十条の定めるところにより所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第三十七条 他の大学又は短期大学の学生で、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することがある。

- 2 前項の規定は、大学以外の教育施設等に在学する者で、当該施設等との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 3 第一項の規定は、本学との間に相互交流に関する協定を締結した外国の大学の学生で、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 4 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第三十八条 本学に研究生制度を設ける。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

第三十九条 他の機関又は団体等から学生の委託を受けることがある。

- 2 委託学生に関する規程は、別に定める。

第四十条 外国人で第十条に定める資格を有する者を、外国人留学生として受け入れることがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第九節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第四十一条 本学の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料 35,000 円

入学金 200,000 円

授業料（年額） 780,000 円

なお、授業料に関しては、2年次からは学年ごとに2万円増の漸増方式を適用する。ただし、修業年限を超えた場合は適用しない。

- 2 次の各号のいずれか一に該当する者は、入学金の半額を免除する。
 - 一 跡見学園高等学校からの優先入学試験の入学者
 - 二 跡見校友子女推薦入学試験の入学者

- 三 跡見学園女子大学からの学士入学者
- 四 跡見学園女子大学短期大学部からの編入学者
- 3 再入学者は入学金を免除する。
- 4 施設設備費、実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。

第四十二条 授業料の納入期は次のとおりとする。

春学期 390,000 円 納期 4 月中

秋学期 390,000 円 納期 10 月中

第四十三条 休学期間中の授業料及び施設設備費は免除とし、在籍料として1学期あたり5,000円を徴収する。

第四十四条 学期の途中で退学する者の授業料は、当該期分の額を徴収する。

- 2 学期の途中で退学する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。
- 3 停学期間中の授業料は徴収する。

第四十五条 学年の途中で卒業する者の授業料は、卒業する見込みの期末までの額を徴収する。

- 2 学年の途中で卒業する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

第四十五条の二 転部及び転科の選考料は次のとおりとする。

選考料 5,000 円

第四十六条 再入学の選考料は次のとおりとする。

選考料 5,000 円

第四十七条 科目等履修生の登録料及び履修料は次のとおりとする。

科目等履修登録料（1学期あたり） 7,500 円

科目等履修料（1単位あたり） 1万円

- 2 本学卒業生は、科目等履修料の半額を免除する。

第四十八条 研究生の選考料及び登録料は次のとおりとする。

選考料 5,000 円

研究生登録料（年額） 15,000 円

第十節 公開講座

第四十九条 本学に公開講座を設けることができる。

第五十条 文学部は、人間に関する豊かな学識や技能を備え、自主的に社会の形成に携わることのできる人材の養成を目的とする。

第五十条の二 文学部に、人文学科、現代文化表現学科及びコミュニケーション文化学科を置く。

第五十条の三 文学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 人文学科は、豊かな感性と論理的な思考力を備え、人間を総合的に深く洞察し、状況を的確に判断し、自らの思考や思想を明確に表現できる人材の養成を目的とする。
- 二 現代文化表現学科は、文化表現に関する幅広い教養と実践的な知識を備え、現代社会における文化創造の発展に寄与することのできる人材の養成を目的とする。
- 三 コミュニケーション文化学科は、日本語をはじめとするコミュニケーション手段を高度に運用する能力を備え、多様な文化を理解し効果的にコミュニケーションを実践できる人材の養成を目的とする。

第三章 文学部規則

第五十一条 文学部各学科の入学定員及び収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
文学部	人文学科	95名	380名
	現代文化表現学科	105名	420名
	コミュニケーション文化学科	0名	0名
合計		200名	800名

第五十二条 文学部専門科目の種類及び単位数は、文学部共通専門科目については別表第3、人文学科については別表第4、現代文化表現学科については別表第5のとおりとする。

第五十三条 文学部人文学科に教職に関する科目を、文学部に図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を開設する。

- 2 教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第8のとおりとする。

- 3 図書館に関する科目の種類及び単位数は、別表第9のとおりとする。
- 4 司書教諭に関する科目の種類及び単位数は、別表第10のとおりとする。
- 5 博物館に関する科目の種類及び単位数は、別表第11のとおりとする。

第五十四条 第十八条第四項に規定する文学部各学科における学部専門科目の修得は、文学部共通専門科目、人文学科専門科目及び現代文化表現学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程について人文学科は12単位、現代文化表現学科は14単位、後期課程については32単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、人文学科については別表第4備考一乃至三、現代文化表現学科については別表第5備考一及び二に定めるところによる。
- 3 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、人文学科においては別表第4備考三に定めるところによる。

第五十五条 文学部人文学科において取得できる教育職員免許状の種類は、次表のとおりとする。

学科名	教科名	免許状の種類
人文学科	国語	中学校教諭1種免許状
		高等学校教諭1種免許状
	書道	高等学校教諭1種免許状
	社会	中学校教諭1種免許状
	地理歴史	高等学校教諭1種免許状

第五十六条 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第四章 マネジメント学部規則

第五十七条 マネジメント学部は、現代社会における新しいマネジメントの学識や技能を備え、組織・事業運営の基幹分野で意思決定できる人材の養成を目的とする。

第五十七条の二 マネジメント学部にはマネジメント学科及び生活環境マネジメント学科を置く。

第五十七条の三 マネジメント学部置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 マネジメント学科は、企業、公共、文化の幅広い領域でマネジメントを担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。
- 二 生活環境マネジメント学科は、生活環境を健全に維持管理し、地域や国際社会における環境維持活動を担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。

第五十八条 マネジメント学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
マネジメント学部	マネジメント学科	95名	380名
	生活環境マネジメント学科	0名	0名
合計		95名	380名

第五十九条 マネジメント学部専門科目の種類及び単位数は、マネジメント学部基礎科目については別表第 12、マネジメント学科専門科目については別表第 13 のとおりとする。

- 第六十条 第十八条第四項に規定するマネジメント学部における学部専門科目の修得は、マネジメント学部基礎科目及びマネジメント学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、マネジメント学科専門科目を、前期課程については 10 単位、後期課程については 32 単位含まなければならない。
- 2 前項に定める学科専門科目として含むべきものの修得方法は、別表第 13 備考一及び二に定めるところによる。
 - 3 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、後期課程の学生として修得した前期課程の基幹科目の単位を 6 単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

第六十一条 削除

第五章 観光コミュニティ学部規則

第六十二条 観光コミュニティ学部は、観光とコミュニティに関する新しいデザインの学識や技能を備え、コミュニティの抱えるさまざまな課題を解決し、活性化に貢献できる人材の養成を目的とする。

第六十三条 観光コミュニティ学部には観光デザイン学科及びまちづくり学科を置く。

第六十四条 観光コミュニティ学部には置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 観光デザイン学科は、観光に関する専門的な知識と実践的な技能を備え、コミュニティの歴史、文化、景観等に依拠した自律的観光を具体的に構想する観光デザイン能力を有する人材の養成を目的とする。
- 二 まちづくり学科は、コミュニティに関する専門的な知識と実践的な技能を備え、新しいコミュニティのあり方を提案するコミュニティデザイン能力を有する人材の養成を目的とする。

第六十五条 観光コミュニティ学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
観光コミュニティ学部	観光デザイン学科	95名	380名
	まちづくり学科	0名	0名
合計		95名	380名

第六十六条 観光コミュニティ学部専門科目の種類及び単位数は、観光コミュニティ学部基礎科目については別表第 15、観光デザイン学科専門科目については別表第 16 のとおりとする。

第六十七条 観光コミュニティ学部には、社会調査士に関する科目を開設する。社会調査士に関する科目の種類及び単位数は、別表第 18 のとおりとする。

第六十八条 第十八条第四項に規定する観光コミュニティ学部における学部専門科目の修得は、観光コミュニティ学部基礎科目及び観光デザイン学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、観光デザイン学科専門科目を、前期課程については 11 単位、後期課程については 32 単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科専門科目として含むべきものの修得方法は、別表第 16 備考一及び二に定めるところによる。
- 3 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、後期課程の学生として修得した前期課程の基幹科目の単位を 6 単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

第六十九条 削除

第六章 心理学部規則

第七十条 心理学部は、人の心についての広く深い科学的な知見と技術をもとに、人々の健康的な人生に寄与し、人間関係の理解とスキルを活かした豊かな組織と社会づくりに貢献する人材の養成を目的とする。

第七十一条 心理学部に、臨床心理学科を置く。

第七十二条 心理学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 臨床心理学科は、臨床心理学を中心とする広く深い学識を備え、人々の心身の健康の保持増進に寄与し、現代社会の抱える様々な心の問題や課題の解決に貢献できる人材の養成を目的とする。

第七十三条 心理学部臨床心理学科の入学定員及び収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
心理学部	臨床心理学科	95名	380名

第七十四条 心理学部専門科目の種類及び単位数は、別表第 19 のとおりとする。

第七十五条 第十八条第四項に規定する心理学部における学部専門科目の修得は、臨床心理学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、前期課程については 8 単位、後期課程については 32 単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科専門科目として含むべきものの修得方法は、別表第 19 備考一及び二に定めるところによる。
- 3 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。

第七章 雑則

第七十六条 学長は、学則の改正について大学評議会の議を経て、理事長に提案する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和 40 年度入学者については従前の規定を適用する。

- 3 この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第二十二條の規定は、昭和 42 年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
- 4 この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日改正実施する。
- 5 この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日改正実施する。
- 6 この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第二十二條の規定は、昭和 46 年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
- 7 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第二十二條の規定は、昭和 48 年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
- 8 この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日改正実施する。
- 9 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日改正実施する。
- 10 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行し、昭和 51 年度入学者から適用する。
- 11 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 52 年度入学者以外の者には従前の学則を適用する。
- 12 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、50・51・52 年度文化学科入学生の必修科目の履修に関しては各入学年度の授業科目を適用する。また、50・51 年度入学生に対する各学科選択科目の履修方法に関しては、当学則の各学科共通選択科目（別表Ⅱ～5）の領域より履修することができ、各授業科目の単位数は3単位とする。
- 13 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第三十三條の規定は昭和 54 年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
- 14 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第二十條の規定は昭和 55 年 4 月 1 日現在の在学者より適用し、第三十三條の規定は昭和 55 年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
- 15 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第三十三條の規定は、昭和 56 年度入学者以外の者にはそれぞれの入学年度の規定を適用する。
- 16 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 57 年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 17 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 58 年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 18 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第三十三條の規定は昭和 59 年度入学者以外の者にはそれぞれの入学年度の規定を適用する。
- 19 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、第三十三條の規定は、昭和 60 年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 20 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 61 年度入学者以外の者には、旧学則を適用する。
- 21 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 62 年度入学者以外の者

には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

- 22 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 63 年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 23 この学則は、平成元年 4 月 1 日改正実施する。ただし、昭和 63 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 24 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成元年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 25 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日改正実施する。

ただし、

- 一 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成 3 年度から平成 11 年度に至るまで、次の表によるものとする。

	入学定員
国文学科	180名
美学美術史学科	165名
英文学科	180名
文化学科	165名

- 二 第十八条の二の規定は、平成 2 年度入学者より適用する。

- 三 第三十三条の規定は、平成 2 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。

- 26 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、
- 一 第二十六条の規定は、平成 3 年 9 月 1 日より適用する。
- 二 第三十三条の規定は、平成 4 年度入学者以外の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
- 27 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 4 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 28 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 5 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 29 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、
- (一) 平成 6 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (二) 第十八条第三項の規定は、平成 7 年度編入学者より適用する。
- 30 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 7 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 31 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日改正実施する。
- ただし、
- (一) 平成 8 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

- (二) ただし、博物館法施行規則の改正に伴い、第十七条第六項の「別表VI」博物館に関する科目を平成9年度在学生及び科目等履修生より適用する。

32 本学則は、平成10年4月1日改正実施する。

ただし、

- (一) 平成9年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
 (二) なお前項にかかわらず、図書館法施行規則の改正に伴い、第十七条第四項の「別表IV」図書館に関する科目、及び、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第五項の「別表V」司書教諭に関する科目は、平成10年度在学生及び科目等履修生に適用する。

33 本学則は、平成11年4月1日改正実施する。

ただし、

- 一 平成10年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
 二 前項にかかわらず、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第五項の「別表V」司書教諭に関する科目は平成11年度在学生及び科目等履修生から適用する。
 三 前々項にかかわらず、第四十一条第一項のただし書き以下、第四十三条第二項、第四十四条、第四十五条の規定は、平成11年度在学生から適用する。

34 本学則は、平成12年4月1日改正実施する。

ただし、

- 一 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成12年度から平成16年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成12年度

	入学定員
国文学科	172名
美学美術史学科	158名
英文学科	172名
文化学科	159名

平成13年度

	入学定員
国文学科	164名
美学美術史学科	152名
英文学科	164名
文化学科	152名

平成 14 年度

	入学定員
国文学科	156名
美学美術史学科	145名
英文学科	156名
文化学科	146名

平成 15 年度

	入学定員
国文学科	148名
美学美術史学科	139名
英文学科	148名
文化学科	139名

平成 16 年度

	入学定員
国文学科	140名
美学美術史学科	132名
英文学科	140名
文化学科	133名

二 平成 11 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

35 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、

一 平成 12 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

二 前項にかかわらず、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、第十七条第二項の「別表Ⅱ」学部専門科目及び「別表Ⅵ」博物館に関する科目は、平成 13 年度在学生及び科目等履修生から適用する。

三 前々項にかかわらず、第二十一条、第二十二条及び第二十三条の規定は、平成 13 年度在学生から適用する。

36 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、

(一) 平成 13 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。ただし、第四条乃至第七条、第二十九条及び第五十条の規定は平成 14 年度在学生から適用する。

(二) 第四十九条の三の規定にかかわらず、文学部人文学科の入学定員は、平成 14 年度から平成 15 年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成 14 年度

	入学定員
人文学科	458名

平成 15 年度

	入学定員
人文学科	429名

- 37 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、
- (一) 平成 14 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
 - (二) 前項にかかわらず、第二十四条の規定は、平成 15 年度在學生から適用する。
- 38 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 15 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (一) 前項にかかわらず、第二十一条乃至第二十三条及び第四十九条の五第三項の「別表Ⅴ」図書館に関する科目並びに第五項の「別表Ⅶ」博物館に関する科目は、平成 16 年度在學生及び科目等履修生から適用する。
- 39 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 16 年度以前の入学者にはそれぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 17 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第三十四条第二項及び第四十五条の二の規定は、平成 18 年度在學生から適用する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日改正実施する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日改正実施する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 19 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第一条第二項、第五十条乃至第五十条の三及び第五十七条乃至第五十七条の三の規定は、平成 18 年度入學生から適用する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日改正実施する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 21 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 23 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、別表第 3、別表第 9 及び別表第 11 は、平成 24 年度在學生に適用する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 26 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第五条乃至第六条の二及び第三十四条の規定は、平成 27 年度在學生に適用する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 28 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第五十三条第 2 項、第六十六条に規定する別表 17 及び第六十七条の規定は、平成 27 年度入學生から適用する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 29 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 30 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第四条、第七条第 4 項乃至第 5 項及び第二十条第 2 項の規定は、平成 31 年度在學生から適用する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 30 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第四十三条の規定は、平成 31 年度在學生から適用する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、平成 30 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第三十五条の規定は、平成 31 年度在學生から適用する。

附 則

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日改正実施する。ただし、令和 2 年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第十八条第五項及び第十九条の二の規定は、平成 27 年度入學生から適用する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日改正実施する。ただし、令和3年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、令和6年4月1日改正実施する。ただし、令和5年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則（令和6年4月1日）

本学則は、令和6年4月1日改正実施する。ただし、令和5年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、令和7年4月1日改正実施する。ただし、令和6年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則（令和8年4月1日）

本学則は、令和8年4月1日改正実施する。ただし、令和7年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

二 文学部コミュニケーション文化学科、マネジメント学部

生活環境マネジメント学科、観光コミュニティ学部まちづくり学科は、令和8年4月1日にて募集を停止する。

別表第 1

全学共通科目

【前期課程】

授業科目	単位数	必須	選択	自由
外国語科目				
<u>英語 A I a</u>	<u>1</u>		○	
<u>英語 A I b</u>	<u>1</u>		○	
英語 A II a	1		○	
英語 A II b	1		○	
英語 A III a	1		○	
英語 A III b	1		○	
英語 A IV a	1		○	
英語 A IV b	1		○	
<u>英語 B I a</u>	<u>1</u>		○	
<u>英語 B I b</u>	<u>1</u>		○	
英語 B I c	1		○	
英語 B I d	1		○	
英語 B II a	1		○	
英語 B II b	1		○	
英語 B II c	1		○	
英語 B II d	1		○	
<u>フランス語 I</u>	2		○	
フランス語 II	2		○	
フランス語 III	2		○	
フランス語 IV	2		○	
<u>ドイツ語 I</u>	2		○	
ドイツ語 II	2		○	
ドイツ語 III	2		○	
ドイツ語 IV	2		○	
<u>中国語 I</u>	2		○	
中国語 II	2		○	
中国語 III	2		○	
中国語 IV	2		○	
<u>朝鮮・韓国語 I</u>	2		○	
朝鮮・韓国語 II	2		○	

	朝鮮・韓国語Ⅲ	2		○	
	朝鮮・韓国語Ⅳ	2		○	
	英語マルチメディアレッスン	1		○	
	英語リーディング・ライティング	1		○	
	英語再入門	1		○	
	英語コミュニケーション A	1		○	
	英語コミュニケーション B	1		○	
	基礎英語	1		○	
	実用フランス語（基礎）	1		○	
	フランス語圏文化で学ぶフランス語（入門）	1		○	
	フランス語コミュニケーション A	1		○	
	フランス語コミュニケーション B	1		○	
	基礎ドイツ語 A	1		○	
	基礎ドイツ語 B	1		○	
	ドイツ語コミュニケーション A	1		○	
	ドイツ語コミュニケーション B	1		○	
	基礎中国語 A	1		○	
	基礎中国語 B	1		○	
	中国語会話 A	1		○	
	中国語会話 B	1		○	
	朝鮮・韓国語圏文化で学ぶ朝鮮・韓国語	1		○	
	実用朝鮮・韓国語（基礎）	1		○	
	朝鮮・韓国語コミュニケーション A	1		○	
	朝鮮・韓国語コミュニケーション B	1		○	
情報科目	<u>データサイエンス基礎</u>	<u>2</u>	○		
	<u>情報リテラシー基礎</u>	<u>1</u>	○		
	情報リテラシー応用	1		○	
	プログラミング基礎演習	1		○	
	データ分析基礎演習	1		○	
	Microsoft Office Specialist 基礎演習	1		○	
導入科目	花咲の教育と女性の生き方	1	○		
	プロゼミ I	1	○		
	プロゼミ II	1	○		
教養科目	文芸理論	2		○	

歴史理論	2		○	
言語科学	2		○	
記号論	2		○	
日本現代史	2		○	
アジア現代史	2		○	
ヨーロッパ現代史	2		○	
日本文学	2		○	
中国文学	2		○	
英文学	2		○	
ドイツ文学	2		○	
フランス文学	2		○	
ロシア文学	2		○	
朝鮮・韓国文学	2		○	
西洋古典文学	2		○	
百人一首	2		○	
異文化理解	2		○	
地理学	2		○	
<u>社会学</u>	<u>2</u>		○	
国際関係論	2		○	
ボランティア論	2		○	
<u>法学</u>	<u>2</u>		○	
<u>日本国憲法</u>	<u>2</u>		○	
<u>政治学</u>	<u>2</u>		○	
<u>経済学</u>	<u>2</u>		○	
家政学	2		○	
現代ジャーナリズム論	2		○	
マスコミとの付き合い方	2		○	
イベント論	2		○	
哲学	2		○	
倫理学	2		○	
論理学	2		○	
認識論	2		○	
心理学	2		○	
環境心理学	2		○	

	教育学	2		○	
	保育学	2		○	
	生涯学習概論	2		○	
	統計学	2		○	
	科学史	2		○	
	情報科学の技術	2		○	
	データサイエンス・AI と社会	2		○	
	数学	2		○	
	物理学	2		○	
	地球科学	2		○	
	生物学	2		○	
	化学	2		○	
	自然保護論	2		○	
	生理学	2		○	
	健康科学	2		○	
	アート入門	2		○	
	ワークショップで学ぶアート A	1		○	
	ワークショップで学ぶアート B	1		○	
	現代書芸実習	1		○	
	WEB デザイン基礎演習	1		○	
	マルチメディア基礎演習 (映像)	1		○	
	マルチメディア基礎演習 (音楽)	1		○	
キャリア科目	女性のライフプラン	2		○	
	女性の働き方とキャリア	2		○	
	女性のヘルスケア	2		○	
	働く女性史	2		○	
	ビジネス文章表現演習	1		○	
	ディベート演習	1		○	
	自己表現演習	1		○	
	プレゼンテーション演習	1		○	
	キャリア基礎演習 (グループワーク)	1		○	
	キャリア基礎演習 (数的処理) I	1		○	
	キャリア基礎演習 (数的処理) II	1		○	
	秘書技能演習	1		○	

	簿記会計基礎演習 I	2		○	
	簿記会計基礎演習 II	2		○	
	TOEIC 特別演習 I	1		○	
	ボランティア実践 A	2		○	
体育実技科目	体育実技 (球技)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (ダンス・体操)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (ラケット種目)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (ゲーム・レクリエーション)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (水泳)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (水中運動)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (フィットネス)	<u>1</u>		○	
	体育実技 (基礎運動)	<u>1</u>		○	

【後期課程】

授業科目		単位数	必須	選択	自由
外国語科目	テーマで学ぶ英語 (文化)	1		○	
	テーマで学ぶ英語 (ビジネス) I	1		○	
	テーマで学ぶ英語 (ビジネス) II	1		○	
	テーマで学ぶ英語 (観光) I	1		○	
	テーマで学ぶ英語 (観光) II	1		○	
	テーマで学ぶ英語 (社会問題)	1		○	
	テーマで学ぶ英語 (メディア)	1		○	
	英語コミュニケーション (プレゼンテーション)	1		○	
	中級英語	1		○	
	アカデミック英語スキル	1		○	
	フランス語圏文化で学ぶフランス語 A	1		○	
	フランス語圏文化で学ぶフランス語 B	1		○	
	実用フランス語 (発展)	1		○	
	テーマで学ぶフランス語	1		○	
	実用ドイツ語 A	1		○	
	実用ドイツ語 B	1		○	
	実用ドイツ語 C	1		○	
	実用ドイツ語 D	1		○	
	中国語会話 (ビジネス) A	1		○	

	中国語会話（ビジネス）B	1		○	
	中国語会話（文化民俗）A	1		○	
	中国語会話（文化民俗）B	1		○	
	現代文化で学ぶ朝鮮・韓国語 A	1		○	
	現代文化で学ぶ朝鮮・韓国語 B	1		○	
	実用朝鮮・韓国語（発展）A	1		○	
	実用朝鮮・韓国語（発展）B	1		○	
情報科目	データ分析応用演習	1		○	
	プログラミング応用演習	1		○	
	Microsoft Office Specialist 演習	1		○	
教養科目	日本宗教論	2		○	
	聖書学	2		○	
	ヨーロッパ中世文学	2		○	
	児童文学	2		○	
	ギリシア語とギリシア文化	2		○	
	ラテン語とローマ文化	2		○	
	イタリア語とイタリア文化	2		○	
	スペイン語とスペイン文化	2		○	
	ロシア語とロシア文化	2		○	
	ファッション論	2		○	
	ジェンダー論	2		○	
	男性学	2		○	
	近代家族論	2		○	
	刑事法	2		○	
	民事法	2		○	
	労働法	2		○	
	国際法	2		○	
	国際社会論	2		○	
	国際経済	2		○	
	深層心理学	2		○	
	家族心理学	2		○	
	精神病理学	2		○	
	天文学	2		○	
建築環境論	2		○		

	水産学	2		○	
	河川海洋学	2		○	
	農林科学	2		○	
	公衆衛生論	2		○	
	プロダクトデザイン論	2		○	
	WEB デザイン演習	1		○	
	マルチメディア演習	1		○	
	総合科目（日本とアジア）	2		○	
	総合科目（国際政治）	2		○	
	総合科目（映像メディアと社会）	2		○	
	総合科目（人間と自然）	2		○	
キャリア科目	キャリアデザイン	2		○	
	ダイバーシティとキャリア	2		○	
	女性のキャリア開発	2		○	
	ビジネススキルとマナー	2		○	
	女性のストレス・マネジメント	2		○	
	日本語演習	1		○	
	キャリア演習（数的処理）Ⅰ	1		○	
	キャリア演習（数的処理）Ⅱ	1		○	
	簿記会計演習Ⅰ	2		○	
	簿記会計演習Ⅱ	2		○	
	IT パスポート演習Ⅰ	1		○	
	IT パスポート演習Ⅱ	1		○	
	TOEIC 特別演習Ⅱ	1		○	
	色彩検定演習	1		○	
	ボランティア実践B	2		○	

別表第2

外国人留学生に関する科目

授業科目	単位数	必須	選択	自由
日本語科目	日本語ⅠA	2	○	
	日本語ⅠB	2	○	
	日本語ⅡA	2	○	

	日本語ⅡB	2	○	
	日本語ⅢA	2	○	
	日本語ⅢB	2	○	
日本事情科目	日本事情A	2	○	
	日本事情B	2	○	
	日本事情C	2	○	
	日本事情D	2	○	

別紙第3

文学部共通科目

【前期課程】

授業科目		単位数	必須	選択	自由
講義	英語実用文法	2		○	
	レトリック概論	2		○	
	言語学概論	2		○	
	芸術論	2		○	
	色彩論	2		○	
	韓国文化	2		○	
	図書館概論	2		○	
	コミュニケーション文化概論	2		○	
実習	芸術芸能実習（茶道）	1		○	
	芸術芸能実習（華道）	1		○	
	芸術芸能実習（香道）	1		○	

【後期課程】

授業科目		単位数	必須	選択	自由
講義	演劇論	2		○	
	言語哲学	2		○	
	朗読法	2		○	
	情報文化史	2		○	
	色彩象徴論	2		○	
	図書・図書館史	2		○	
	ジェンダーコミュニケーション論	2		○	
	社会言語学	2		○	

実習	声優	1		○	
演習	情報サービス演習A	1		○	

別紙第4

文学部人文学科専門科目

【前期課程】

授業科目	単位数	必須	選択	自由	
総論	日本文学概論	2		○	
	日本文学史	2		○	
	中国文学概論	2		○	
	書道史	2		○	
	書芸術の鑑賞	2		○	
	国語学概論	2		○	
	創作論	2		○	
	物語論	2		○	
	シナリオ論	2		○	
	地理学概説	2		○	
	倫理学概論	2		○	
	日本史概説A	2		○	
	日本史概説B(近代)	2		○	
	東洋史概説	2		○	
	西洋史概説A	2		○	
	西洋史概説B(近代)	2		○	
	日本美術史(鑑賞を含む)A	2		○	
	日本美術史(鑑賞を含む)B	2		○	
	西洋美術史(鑑賞を含む)A	2		○	
	西洋美術史(鑑賞を含む)B	2		○	
	博物館概論	2		○	
	文化人類学	2		○	
	民俗学	2		○	
	考古学概説	2		○	
	哲学概論	2		○	
	美学概論	2		○	
国際関係学	2		○		

	国際文化交流	2		○	
	比較文化概論	2		○	
	英米文学概論	2		○	
研究入門	人文学研究入門A	2		○	
	人文学研究入門B	2		○	
	人文学研究入門C	2		○	
	人文学研究入門D	2		○	
	人文学研究入門E	2		○	
	人文学研究入門F	2		○	
	人文学研究入門G	2		○	
	人文学研究入門H	2		○	
	人文学研究入門I	2		○	
	人文学研究入門J	2		○	
	人文学研究入門K	2		○	
	人文学研究入門L	2		○	
基礎実習	書道基礎実習A I (入門)	1		○	
	書道基礎実習A II (応用)	1		○	
	書道基礎実習B (楷書)	1		○	
	書道基礎実習C (行書)	1		○	
	絵画基礎実習	1		○	
	デザイン基礎実習	1		○	
	彫刻基礎実習	1		○	
工芸基礎実習	1		○		
資格科目	教育原理	<u>2</u>		○	
	教育心理学	<u>2</u>		○	

【後期課程】

授業科目		単位数	必須	選択	自由
各論	古代日本文学	2		○	
	中世日本文学	2		○	
	近世日本文学	2		○	
	近代日本文学	2		○	
	漢文学	2		○	
	書論	2		○	

比較文学	2		○	
国語史	2		○	
国語音声学	2		○	
日本語文章表現	2		○	
テキスト分析論	2		○	
作家と表現	2		○	
<u>日本の歴史と社会</u>	<u>2</u>		○	
<u>日本文化史</u>	<u>2</u>		○	
風俗史	2		○	
<u>中国文化史</u>	<u>2</u>		○	
<u>現代日本社会</u>	<u>2</u>		○	
<u>現代アジア社会</u>	<u>2</u>		○	
ミステリー文学	2		○	
<u>ヨーロッパの歴史と社会</u>	<u>2</u>		○	
<u>西洋文化史</u>	<u>2</u>		○	
<u>アメリカ史</u>	<u>2</u>		○	
<u>イスラム史</u>	<u>2</u>		○	
<u>現代ヨーロッパ社会</u>	<u>2</u>		○	
<u>現代アメリカ社会</u>	<u>2</u>		○	
東洋美術史（鑑賞を含む）	2		○	
近代美術史（鑑賞を含む）	2		○	
文化財学	2		○	
東西美術交流	2		○	
西洋画像学	2		○	
<u>女性と文化</u>	<u>2</u>		○	
文化と心理	2		○	
文化と身体	2		○	
<u>伝承文化論</u>	<u>2</u>		○	
文化の翻訳	2		○	
現代思想	2		○	
<u>日本思想史</u>	<u>2</u>		○	
<u>中国哲学史</u>	<u>2</u>		○	
西洋哲学史	2		○	
比較神話論	2		○	

	<u>世界の宗教</u>	<u>2</u>		○	
	<u>日本外交史</u>	<u>2</u>		○	
	多文化社会と民族問題	2		○	
	<u>地誌学</u>	<u>2</u>		○	
	<u>人文地理学</u>	<u>2</u>		○	
	<u>自然地理学</u>	<u>2</u>		○	
	国際連合	2		○	
	国際協力論	2		○	
	現代中東アフリカ論	2		○	
	<u>教育学概論</u>	<u>2</u>		○	
特殊講義	人文学特殊講義（日本文学）A	2		○	
	人文学特殊講義（日本文学）B	2		○	
	人文学特殊講義（日本文学）C	2		○	
	人文学特殊講義（日本文学）D	2		○	
	人文学特殊講義（日本文学）E	2		○	
	人文学特殊講義（日本史）A	2		○	
	人文学特殊講義（日本史）B	2		○	
	人文学特殊講義（日本史）C	2		○	
	人文学特殊講義（西洋史）A	2		○	
	人文学特殊講義（西洋史）B	2		○	
	人文学特殊講義（西洋史）C	2		○	
	人文学特殊講義（美術史）A	2		○	
	人文学特殊講義（美術史）B	2		○	
	人文学特殊講義（美術史）C	2		○	
	人文学特殊講義（総合文化）A	2		○	
	人文学特殊講義（総合文化）B	2		○	
	人文学特殊講義（総合文化）C	2		○	
	人文学特殊講義（総合文化）D	2		○	
	人文学特殊講義（総合文化）E	2		○	
	人文学特殊講義（現代思想・社会）A	2		○	
	人文学特殊講義（現代思想・社会）B	2		○	
	人文学特殊講義（現代思想・社会）C	2		○	
	人文学特殊講義（国際教養）A	2		○	
	人文学特殊講義（国際教養）B	2		○	

	人文学特殊講義（国際教養）C	2		○	
	人文学特殊講義（国際教養）D	2		○	
特殊演習	創作ライティング演習A（物語）	1		○	
	創作ライティング演習B（シナリオ）	1		○	
	創作ライティング演習C（短歌）	1		○	
	創作ライティング演習D（俳句）	1		○	
	創作ライティング演習E（評論・随筆）	1		○	
実習	書道実習A（草書）	1		○	
	書道実習B（隸書）	1		○	
	書道実習C（篆書・篆刻）	1		○	
	書道実習D（仮名）	1		○	
	書道実習E（漢字仮名交じり）	1		○	
	書道実習F（実用書法）	1		○	
	絵画実習A	1		○	
	絵画実習B	1		○	
	デザイン実習A	1		○	
	デザイン実習B	1		○	
	彫刻実習A	1		○	
	彫刻実習B	1		○	
	工芸実習A	1		○	
	工芸実習B	1		○	
演習	人文学演習ⅠA	1	○		
	人文学演習ⅠB	1	○		
	人文学演習ⅡA	1	○		
	人文学演習ⅡB	1	○		
卒業論文・ 卒業研究	卒業論文・卒業研究	2	○		

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 総論の授業科目は、8単位以上修得する。
- 2 研究入門の授業科目は、4単位修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 各論の授業科目は、16単位以上修得する。
- 2 特殊講義、特殊演習及び実習の授業科目から、10単位以上修得する。

三 後期課程の学生として修得した前期課程の総論の授業科目の単位は、6単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

別表第5

文学部現代文化表現学科専門科目

授業科目	単位数	必須	選択	自由	
総論	文化表現基礎論	2	○		
	現代文化概論	2	○		
	ヴィジュアル・カルチャー概論	2		○	
	現代社会と文化表現	2		○	
	舞台芸術と身体表現	2		○	
	ポピュラー音楽概論	2		○	
	現代メディア表現論	2		○	
	デザイン文化論	2		○	
	ファッション文化論	2		○	
	現代アート論	2		○	
	マンガ史概説	2		○	
	映画史概説	2		○	
	アニメーション史概説	2		○	
	舞台芸術史概説	2		○	
ゲーム史概説	2		○		
研究入門	現代文化表現学研究入門A	2		○	
	現代文化表現学研究入門B	2		○	
	現代文化表現学研究入門C	2		○	
	現代文化表現学研究入門D	2		○	
	現代文化表現学研究入門E	2		○	
	現代文化表現学研究入門F	2		○	
	現代文化表現学研究入門G	2		○	
	現代文化表現学研究入門H	2		○	
基礎実習	映像表現基礎実習	1		○	
	デジタル表現基礎実習	1		○	
	マンガ・イラスト制作基礎実習	1		○	
	ブック・デザイン基礎実習	1		○	
	アート&デザイン基礎実習	1		○	

	パフォーマンス基礎実習	1		○	
	写真表現基礎実習	1		○	

【後期課程】

授業科目	単位数	必須	選択	自由	
各論	文化表現とテクノロジー	2		○	
	文化表現とメディアミックス	2		○	
	文化表現の倫理	2		○	
	文化創造における伝統と現代	2		○	
	ジェンダーと文化表現	2		○	
	文化社会学	2		○	
	アート・プロデュース論	2		○	
	写真論	2		○	
	キャラクター小説論	2		○	
	感性文化論	2		○	
	ポピュラー音楽論	2		○	
	映画論	2		○	
	マンガ論	2		○	
	アニメーション論	2		○	
	ゲーム文化論	2		○	
	現代建築文化論	2		○	
	スポーツ文化論	2		○	
	コマーシャル表現論	2		○	
	デジタル表現論	2		○	
	現代日本のダンスと演劇	2		○	
現代日本のアートと批評	2		○		
現代日本のファッション	2		○		
現代日本のデザイン	2		○		
特殊講義	現代文化表現学特殊講義（イメージ）A	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（イメージ）B	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（イメージ）C	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（身体）A	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（身体）B	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（身体）C	2		○	

	現代文化表現学特殊講義（ポピュラーカルチャー） A	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（ポピュラーカルチャー） B	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（ポピュラーカルチャー） C	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（社会） A	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（社会） B	2		○	
	現代文化表現学特殊講義（社会） C	2		○	
特殊演習	ライティング特殊演習（メディア） A	1		○	
	ライティング特殊演習（メディア） B	1		○	
	ライティング特殊演習（編集） A	1		○	
	ライティング特殊演習（編集） B	1		○	
	ライティング特殊演習（情報発信） A	1		○	
	ライティング特殊演習（情報発信） B	1		○	
	ライティング特殊演習（批評） A	1		○	
	ライティング特殊演習（批評） B	1		○	
実習	映像表現実習	1		○	
	デジタル表現実習	1		○	
	マンガ・イラスト制作実習	1		○	
	ブック・デザイン実習	1		○	
	アート & デザイン実習	1		○	
	パフォーマンス実習	1		○	
	写真表現実習	1		○	
演習	現代文化表現学演習 I A	1	○		
	現代文化表現学演習 I B	1	○		
	現代文化表現学演習 II A	1	○		
	現代文化表現学演習 II B	1	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2	○		

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

1 総論の授業科目は、10 単位以上修得する。

- 2 研究入門の授業科目は、4単位修得する。
- 二 後期課程において含むべき学科専門科目
- 1 各論の授業科目から、16単位以上修得する。
 - 2 特殊講義の授業科目は、6単位以上修得する。
 - 3 特殊演習及び実習の授業科目から、4単位以上修得する。

別表第6 削除

別表第7 削除

別表第8

教職に関する科目

授業科目	単位数	必修	選択
<u>教育原理</u>	<u>2</u>	○	
<u>教職論</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育制度及び教育法規</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育心理学</u>	<u>2</u>	○	
<u>特別支援を必要とする生徒理解</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育課程論</u>	<u>2</u>	○	
<u>道徳教育指導論</u>	<u>2</u>		
<u>特別活動の指導法及び総合的な学習の時間の指導法</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育の方法及び技術</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育とICT活用</u>	<u>1</u>	○	
<u>生徒指導及び進路指導</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育相談及びカウンセリング</u>	<u>2</u>	○	
<u>教育実習(中・高)</u>	<u>5</u>		
<u>教育実習(高)</u>	<u>3</u>		
<u>教職実践演習(中・高)</u>	<u>2</u>	○	
国語科教育法A	2		
国語科教育法B	2		
書道科教育法A	2		
書道科教育法B	2		
書道科教育法B	2		
<u>社会科教育法A</u>	<u>2</u>		

社会科教育法 B	2		
地理歴史科教育法 A	2		
地理歴史科教育法 B	2		
国語科教材論 A	2		
国語科教材論 B	2		
社会科教材論 A	2		
社会科教材論 B	2		
図書館概論	2		
生涯学習概論	2		
博物館概論	2		
博物館情報・メディア論	2		
博物館教育論	2		
教育学概論	2		
学校経営と学校図書館	2		
学習指導と学校図書館	2		

備考

- 一 1 「教育原理」、「教育心理学」、「博物館概論」及び「教育学概論」は、文学部人文学科専門科目として開設する。
- 2 「図書館概論」は、文学部共通専門科目として開設する。
- 3 「生涯学習概論」は、全学共通科目として開設する。
- 4 教科に関する専門的事項の科目は、文学部共通専門科目及び文学部人文学科専門科目として開設する。

別表第9

図書館に関する科目

授業科目	単位数	必修	選択
生涯学習概論	2	○	
図書館概論	2	○	
図書館情報技術論	2	○	
図書館制度・経営論	2	○	
児童サービス論	2	○	
図書館サービス概論	2	○	
情報サービス論	2	○	

情報サービス演習 A	1	○	
情報サービス演習 B	1	○	
図書館情報資源概論	2	○	
情報資源組織論	2	○	
情報資源組織演習 A	1	○	
情報資源組織演習 B	1	○	
図書・図書館史	2		
図書館基礎特論	1		
図書館サービス特論	1		
図書館情報資源特論	1		
図書館施設論	1		

備考

- 一 1 「生涯学習概論」は、全学共通科目として開設する。
 2 「図書館概論」、「情報サービス演習 A」及び「図書・図書館史」は、文学部共通専門科目として開設する。

別表第 1 0

司書教諭に関する科目

授業科目	単位数	必修	選択
学校経営と学校図書館	2	○	
学校図書館メディアの構成	2	○	
学習指導と学校図書館	2	○	
読書と豊かな人間性	2	○	
情報メディアの活用	2	○	

別表第 1 1

博物館に関する科目

授業科目	単位数	必修	選択
生涯学習概論	2	○	
博物館概論	2	○	
博物館経営論	2	○	
博物館資料論	2	○	
博物館資料保存論	2	○	

博物館展示論		2	○	
博物館情報・メディア論		2	○	
博物館教育論		2	○	
博物館実習A		1	○	
博物館実習B		1	○	
博物館実習C		1	○	
文化史	日本文化史	2		○
	中国文化史	2		○
	西洋文化史	2		○
	日本の歴史と社会	2		○
美術史	日本美術史（鑑賞を含む）A	2		○
	日本美術史（鑑賞を含む）B	2		○
	西洋美術史（鑑賞を含む）A	2		○
	西洋美術史（鑑賞を含む）B	2		○
	近代美術史（鑑賞を含む）	2		○
	東洋美術史（鑑賞を含む）	2		○
	東西美術交流	2		○
	西洋図像学	2		○
民俗学	民俗学	2		○
	伝承文化論	2		○
	文化人類学	2		○
その他	考古学概説	2		○
	文化財学	2		○

備考

- 一 1 必修科目のうち、「生涯学習概論」は全学共通科目として、「博物館概論」は文学部人文学科専門科目として開設する。
- 2 選択科目は、文学部人文学科専門科目として開設する。
- 3 選択科目は、左欄3系列にわたり、各4単位以上を修得する。

別表第12

マネジメント学部基礎科目

【前期課程】

授業科目	単位数	必修	選択	自由
------	-----	----	----	----

講義	マネジメント学入門	2	○		
	社会科学入門	2		○	
	持続可能な経営	2		○	
	女性の生活マネジメント	2		○	
	機械学習と AI	2		○	
	ニュースで学ぶ現代社会	2		○	
	就業体験入門	2		○	

【後期課程】

授業科目		単位数	必修	選択	自由
講義	マネジメント学	2		○	
	マネジメントと女性リーダー	2		○	
	ESG 経営	2		○	
	女性のキャリアデザイン	2		○	
	リスクマネジメント論	2		○	
	日本の財政	2		○	
	ビジネス統計	2		○	
	社会保障論	2		○	
	ファッションビジネス	2		○	
	食ビジネス	2		○	
	住宅供給論	2		○	

別表第 13

マネジメント学部マネジメント学科専門科目

【前期課程】

授業科目		単位数	必修	選択	自由
基幹科目	企業マネジメント入門	2		○	
	公共マネジメント入門	2		○	
	文化マネジメント入門	2		○	
	企業会計入門	2		○	
	マーケティング入門	2		○	
	人的資源管理入門	2		○	
	中小企業論入門	2		○	

	コーポレートガバナンス入門	2		○	
	金融入門	2		○	
	経済学入門	2		○	
	日本経済入門	2		○	
	私法入門	2		○	
	民法入門	2		○	
	憲法入門	2		○	
	行政学入門	2		○	
	地方自治論入門	2		○	
	文化とまちづくり入門	2		○	
	NPO入門	2		○	
	アートと経済社会入門	2		○	
演習	マネジメント実践演習（経営）A	1		○	
	マネジメント実践演習（経営）B	1		○	
	マネジメント実践演習（経営）C	1		○	
	マネジメント実践演習（マーケティング）A	1		○	
	マネジメント実践演習（マーケティング）B	1		○	
	マネジメント実践演習（起業）	1		○	
	マネジメント実践演習（経済）A	1		○	
	マネジメント実践演習（経済）B	1		○	
	マネジメント実践演習（会計）	1		○	
	マネジメント実践演習（政策）A	1		○	
	マネジメント実践演習（政策）B	1		○	
	マネジメント実践演習（法律）A	1		○	
	マネジメント実践演習（法律）B	1		○	
	マネジメント実践演習（文化）A	1		○	
	マネジメント実践演習（文化）B	1		○	
	マネジメント実践演習（芸術）A	1		○	
	マネジメント実践演習（芸術）B	1		○	
	マネジメント実践演習（情報）	1		○	
実習	就業体験（マネジメント）	1		○	

【後期課程】

授業科目	単位数	必修	選択	自由
------	-----	----	----	----

展開科目	経営史	2		○	
	経営戦略論	2		○	
	経営組織論	2		○	
	グローバル経営論	2		○	
	ブランドマネジメント	2		○	
	人的資源管理論	2		○	
	経営分析論	2		○	
	財務会計論	2		○	
	起業論	2		○	
	中小企業論	2		○	
	オペレーションズ・リサーチ	2		○	
	社会科学のためのデータ分析	2		○	
	デジタルマーケティング	2		○	
	マーケティングコミュニケーション	2		○	
	消費者行動論	2		○	
	金融論	2		○	
	コーポレートファイナンス	2		○	
	ファイナンシャルプランニング	2		○	
	経営心理学	2		○	
	マクロ経済学	2		○	
	ミクロ経済学	2		○	
	経済政策	2		○	
	行動経済学	2		○	
	国際経済学	2		○	
	アジアの経済	2		○	
	労働経済学	2		○	
	情報処理システム	2		○	
	企業メセナとフィランソロピー	2		○	
	広報マネジメント	2		○	
	契約法制総論	2		○	
	契約法制各論	2		○	
不動産法	2		○		
会社法株式論	2		○		
会社法ガバナンス論	2		○		

	事例で学ぶ憲法	2		○	
	行政法	2		○	
	女性と公共マネジメント	2		○	
	行政学	2		○	
	地方自治論	2		○	
	社会政策	2		○	
	アートマネジメント	2		○	
	芸術文化と著作権	2		○	
	文化経済学	2		○	
	文化政策	2		○	
	国際文化政策	2		○	
	アートフェスティバル論	2		○	
	芸術文化とNPO	2		○	
	メディア芸術産業論	2		○	
	舞台芸術産業論	2		○	
	音楽芸術産業論	2		○	
演習	展開ゼミナールⅠA	1	○		
	展開ゼミナールⅠB	1	○		
	展開ゼミナールⅡA	1	○		
	展開ゼミナールⅡB	1	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2	○		

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 基幹科目は、6単位以上修得する。
- 2 演習の授業科目は、2単位修得する。
- 3 マネジメント学部基礎科目は、2単位以上修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 マネジメント学部基礎科目（後期課程）及び展開科目から、26単位以上修得する。

別表第14 削除

別表第15 観光コミュニティ学部基礎科目

【前期課程】

授業科目		単位数	必修	選択	自由
講義	むさしの学	2		○	
	少子高齢化論	2		○	
	社会調査入門	2		○	
	社会をデザインする女性たち	2		○	
	社会調査法	2		○	
	データの読み方	2		○	
	社会統計学	2		○	
	まちづくり入門	2		○	
	フィールドスタディ論	2		○	
特殊演習	観光国家資格取得特殊演習 A	1		○	
実習	観光まちづくり実習 I	1		○	

【後期課程】

授業科目		単位数	必修	選択	自由
講義	ぶんきょう学	2		○	
	NPO・NGO論	2		○	
	取材学	2		○	
	イベント・コンベンション論	2		○	
	多変量解析の基礎	2		○	
	質的調査法	2		○	
	英語で学ぶ観光	2		○	
	中国語で学ぶ観光	2		○	
	朝鮮・韓国語で学ぶ観光	2		○	
	まちづくり論	2		○	
特殊演習	観光デザイナー特殊演習	1		○	
	観光国家資格取得特殊演習 B	1		○	
実習	観光まちづくり実習 II	1		○	
	ブライダル・コーディネート実務実習	1		○	
	エアライン実務実習	1		○	
	ホテル実務実習	1		○	
	社会調査実習 I	2		○	
	社会調査実習 II	2		○	

別表第 16

観光コミュニティ学部観光デザイン学科専門科目

【前期課程】

授業科目		単位数	必修	選択	自由
基幹科目	観光学入門	2	○		
	観光デザイン入門	2	○		
	経営学	2	○		
	観光社会学	2		○	
	観光人類学	2		○	
	観光地理学	2		○	
	観光経済学	2		○	
	観光ランドデザイン	2		○	
	観光経営論	2		○	
	比較観光産業史	2		○	
	観光交通論	2		○	
	宿泊産業論	2		○	
	観光と情報社会	2		○	
演習	基礎ゼミナール（観光）	1	○		
	キャリアデザイン演習（観光）	1		○	

【後期課程】

授業科目		単位数	必修	選択	自由
展開科目	グローバルツーリズム	2		○	
	各国観光事情	2		○	
	観光メディア論	2		○	
	ホスピタリティデザイン	2		○	
	グローバル観光デザイン	2		○	
	航空産業論	2		○	
	旅行産業論	2		○	
	コンベンション管理（MICE）	2		○	
	観光法規・倫理	2		○	
	空港経営論	2		○	

	経営財務論	2		○	
	事業構想論	2		○	
	観光財務論	2		○	
	観光マーケティング	2		○	
	観光とリスク	2		○	
	交通経営論	2		○	
	観光調査論	2		○	
	観光デザイナー論	2		○	
	ホテルマネジメント	2		○	
	リゾート経営論	2		○	
	観光コンテンツ	2		○	
	祭りと文化	2		○	
	宗教人類学	2		○	
	ニューツーリズム	2		○	
	温泉と保養	2		○	
	観光史	2		○	
	テーマパーク	2		○	
	世界遺産検定	2		○	
	ヘリテイジツーリズム	2		○	
	東京観光デザイン	2		○	
演習	観光デザイン演習ⅠA	1	○		
	観光デザイン演習ⅠB	1	○		
	観光デザイン実習ⅡA	1	○		
	観光デザイン実習ⅡB	1	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2	○		

一 前期課程において含むべき学科専門化もむ

1 機関科目は、10 単位以上修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

1 機関科目は、26 単位以上修得する。

別表第 17 削除

別表第 18

社会調査士に関する科目

授業科目	単位数	必修	選択
社会調査入門	2	○	
社会調査法	2	○	
データの読み方	2	○	
社会統計学	2	○	
多変量解析の基礎	2		○
質的調査法	2		○
社会調査実習Ⅰ	2	○	
社会調査実習Ⅱ	2	○	

備考

一 社会調査士に関する科目は観光コミュニティ学部基礎科目として開設する。

別表 第 19

心理学部臨床心理学科専門科目

【前期課程】

授業科目	単位数	必修	選択	自由	
総論	心理学概論	2	○		
	臨床心理学概論	2	○		
	心理学研究法	2		○	
	知覚・認知心理学	2		○	
	学習・言語心理学	2		○	
	発達心理学	2		○	
	社会・集団・家族心理学	2		○	
	心理学史	2		○	
	教育・学校心理学	2		○	
	健康教育概論	2		○	
	人体の構造と機能及び疾病	2		○	
	人間関係の心理学	2		○	
	キャリアカウンセリング	2		○	
研究入門	心理学統計法	2	○		
実習	心理学実験	2	○		

【後期課程】

授業科目	単位数	必修	選択	自由	
各論	神経・生理心理学	2		○	
	視覚と芸術の心理学	2		○	
	感情・人格心理学	2		○	
	言語心理学	2		○	
	思考心理学	2		○	
	青年期の発達心理学	2		○	
	高齢者の心理学	2		○	
	心理学的支援法	2		○	
	力動論的アプローチ	2		○	
	認知行動療法	2		○	
	家族療法論	2		○	
	心理教育的アセスメント	2		○	
	健康心理アセスメント	2		○	
	データ解析	2		○	
	実験計画法	2		○	
	公認心理師の職責	2		○	
	関係行政論	2		○	
	学校臨床心理学	2		○	
	発達障害の心理と指導援助	2		○	
	健康・医療心理学	2		○	
	健康心理カウンセリング	2		○	
	福祉心理学	2		○	
	障害者・障害児心理学	2		○	
	産業・組織心理学	2		○	
	司法・犯罪心理学	2		○	
	精神疾患とその治療	2		○	
	コミュニティ心理学	2		○	
	新世代の心理学	2		○	
	化粧の心理学	2		○	
	装いの心理学	2		○	
恋愛の心理学	2		○		

特殊演習	心理演習	1		○	
	遊戯・芸術療法	1		○	
	心理的アセスメント	1		○	
実習	健康心理アセスメント実習	2		○	
	心理実習 A	1		○	
	心理実習 B	1		○	
	心理学臨地実習	1		○	
演習	臨床心理学演習 I A	1	○		
	臨床心理学演習 I B	1	○		
	臨床心理学演習 II A	1	○		
	臨床心理学演習 II B	1	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2	○		

備考

- 一 前期課程において含むべき学科専門科目
 - 1 総論の授業科目は、12 単位以上修得する。
 - 2 研究入門の授業科目は、2 単位修得する。
 - 3 実習の授業科目は、2 単位修得する。
- 二 後期課程において含むべき学科専門科目
 - 1 各論の授業科目から、24 単位以上修得する。
 - 2 特殊演習及び実習の授業科目から、2 単位以上修得する。

跡見学園女子大学学位規程

跡見学園女子大学学位規程

平成17年4月1日施行
改正

平成18年4月1日
平成22年4月1日
平成24年4月1日
平成27年4月1日
平成30年4月1日
令和6年4月1日
令和7年4月1日
令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、跡見学園女子大学学則（以下「大学学則」という。）第32条第2項及び跡見学園女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第31条第2項に基づき、跡見学園女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関して必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学で授与する学位は、学士又は修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の定めるところにより、本学の大学院の修士課程を修了した者に対して行うものとする。

(学士の学位)

第5条 本学は、学士の学位を授与するに当たっては、次表の通り専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科	学位
文学部	人文学科	学士（人文学）
	現代文化表現学科	学士（文化表現学）
マネジメント学部	マネジメント学科	学士（マネジメント学）
観光コミュニティ学部	観光デザイン学科	学士（観光学）
心理学部	臨床心理学科	学士（臨床心理学）

(修士の学位)

第6条 本学は、修士の学位を授与するに当たっては、次表の通り専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科	専攻	学位
人文科学研究科	日本文化専攻	修士（人文学）
	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
マネジメント研究科	マネジメント専攻	修士（マネジメント学）

(学位の名称)

第7条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「跡見学園女子大学」と付記しなければならない。

(修士論文の提出)

第8条 修士論文は、正本1部、副本2部を作成し、1月10日までに、教務部を通じて研究科委員会に提出するものとする。

跡見学園女子大学学位規程

(修士論文の審査)

第9条 修士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が修士課程修了に必要な在学要件と単位修得要件を満たす者に対して行う。

- 2 研究科委員会は、修士論文提出者1名に対し、研究指導教員を含む審査委員3名を選任する。
- 3 研究科委員会は、前項の審査委員のうち1名までを他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 4 研究科委員会は、前々項の審査委員のうち1名を主査委員として選任する。ただし、前項に基づく審査委員は、主査委員となることができない。
- 5 審査委員は、研究科委員会の定める期日までに論文を査読し評価しなければならない。
- 6 最終試験は、研究科委員会の定める期日に、修士論文の審査委員が行う。
- 7 修士論文の審査基準については別に定める。
- 8 主査委員は、論文の評価及び最終試験の結果を研究科委員会に文書で報告する。
- 9 研究科委員会は前項の報告を聴いて、修士論文の可否を判定する。
- 10 研究科長は、前項の判定を学長に報告しなければならない。
- 11 修士論文は、文学部研究室、心理学部研究室及びマネジメント学部研究室がそれぞれ管理する。

(学位記の授与)

第10条 学長は、学位を証するため、その授与された者に学位記を授与する。

- 2 学位記の様式は、別記様式の通りとする。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 学位記授与に関する規程を平成13年度以前入学生の卒業をもって廃止する。
 - 附 則 (平成18年4月1日)
この規程は、平成18年4月1日から改正して施行する。
 - 附 則 (平成22年4月1日)
この規程は、平成22年4月1日から改正して施行する。
 - 附 則 (平成24年4月1日)
この規程は、平成24年4月1日から改正して施行する。
 - 附 則 (平成27年4月1日)
この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。
 - 附 則 (平成30年4月1日)
この規程は、平成30年4月1日改正実施する。ただし、平成29年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規程を適用する。
 - 附 則 (令和6年4月1日)
この規程は、令和6年4月1日改正実施する。ただし、令和5年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規程を適用する。
 - 附 則 (令和7年4月1日)
この規程は、令和7年4月1日から改正して施行する。
 - 附 則 (令和8年4月1日)
この規程は、令和8年4月1日から改正して施行する。ただし、令和7年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規程を適用する。

別記様式

学士の学位記の様式

学 位 記

氏 名

〇〇 年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の
課程を修め本学を卒業
したので学士（〇〇学）の
学位を授与する

〇〇 年 月 日

跡見学園女子大学

〇〇学部長 印

跡見学園女子大学学長 印

修士の学位記の様式

学 位 記

氏 名

〇〇 年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻
の修士課程において所定の単位
を修得し学位論文の審査及び最
終試験に合格したので修士（〇
〇学）の学位を授与する

〇〇 年 月 日

跡見学園女子大学院

〇〇研究科長 印

跡見学園女子大学学長 印